



第 4 回宇都宮市水道料金等審議会

～今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準について～

- 1 本日の審議内容
- 2 財政見通し算定における指標等
- 3 現行使用料での財政見通し
- 4 使用料改定時期について
- 5 使用料改定の水準について
- 6 使用料改定の影響
- 7 地域下水処理事業について
- 8 まとめ

1 本日の審議内容

第3回審議会

- ・ 今後の主な事業内容
- ・ 今後の負担金のあり方

一般会計負担金の
方向性を決定

第4回審議会

- ・ 今後の財政見通しと使用料改定の水準

計画に基づく収支予測の確認

第5回審議会

- ・ 使用料体系（案）

新たな使用料についての議論

※次回以降の内容は変更となる可能性がある。

今後の主な事業内容

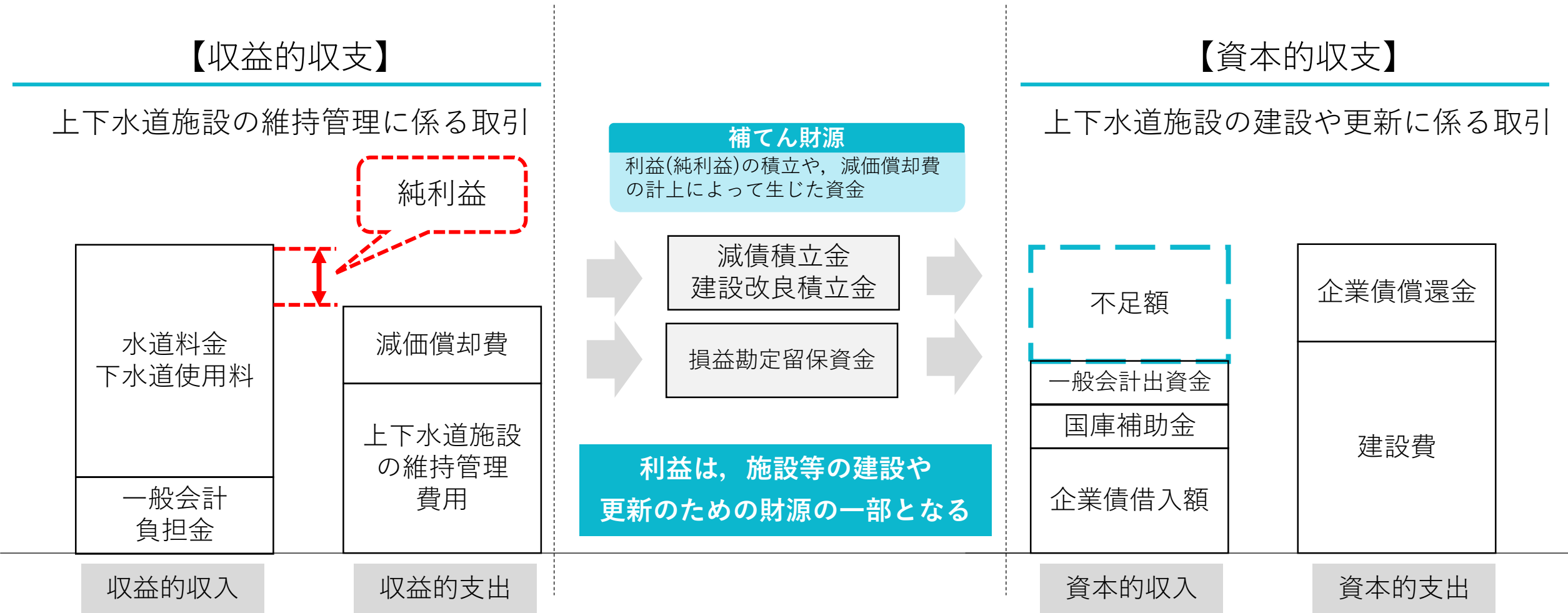
- ・適正な下水処理を継続するため、今後10年間で1,720億円規模の事業費が必要
※ただし、上記金額には物価上昇分は反映されていないため、急激な物価変動など今後の社会情勢の変化により変動する可能性がある。
 - ⇒ 国庫補助金と企業債を最大限活用し、計画的な更新を実施
ただし、段階的に企業債充当率の逡減を検討していく

今後の負担金のあり方

- ・独立採算と受益者負担の原則に基づき、一般会計負担金に過度に依存しない経営を目指すことが必要
 - ⇒ 一般会計からの負担金のあり方について検討していく

2 財政見通し算定における指標等

■ 上下水道事業会計の仕組み（参考）



■試算の前提条件

- ・第3回審議会において審議いただいた事業費をもとに、現行使用料における今後10年間の財政シミュレーションを行い、中期的な見通しを示す。

項 目	シミュレーションの前提条件
対象期間	・令和7年度から16年度までの10年間
使用料収入	・有収水量や人口推計などを踏まえたうえで、直近の調定実績を基に算出
動力費・薬品費等	・経常的な経費は、最新の単価を基に算出
建設改良費	・事業計画に基づき計上 ・10年間で1,720億円規模の事業費を見込む
企業債	・補助事業は90%, 単独事業は95%起債する
その他	・今後の物価変動を考慮し、建設改良費及び下水道事業費の一部（修繕費など）について、消費者物価指数をもとに年上昇率0.9%を見込む

■主に着目する指標

- ・ 財政状況を判断するうえで、特に事業運営に影響を与える指標として、「当期純利益」，「一般会計負担金」の2指標に着目する。

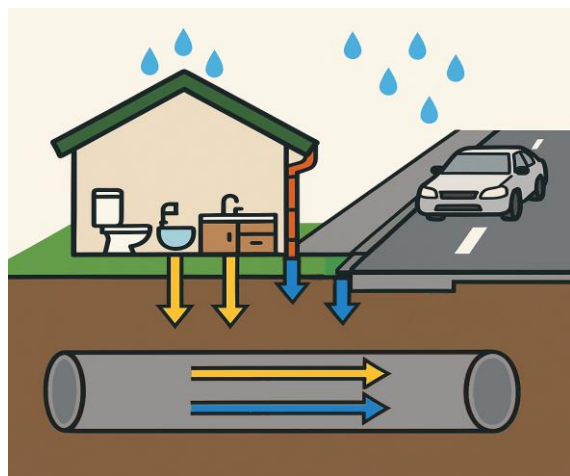
指標	指標の説明	留意点
当期純利益	・ 収益的収入から収益的支出を差し引いた額 ・ プラスの場合は純利益（黒字）， マイナスの場合は純損失（赤字）となる	・ 損失が生じないように財政見通しを立てる必要がある
一般会計負担金	・ 雨水処理費などの当然公費のほか， 収支均衡のために一般会計が負担するもの	・ 過度な依存となると， 一般会計の財政状況次第で， 適正な下水処理が困難になる ・ 地方交付税との関係性を考慮する必要がある

2 財政見通し算定における指標等

■ 分流式下水道に要する経費の概要

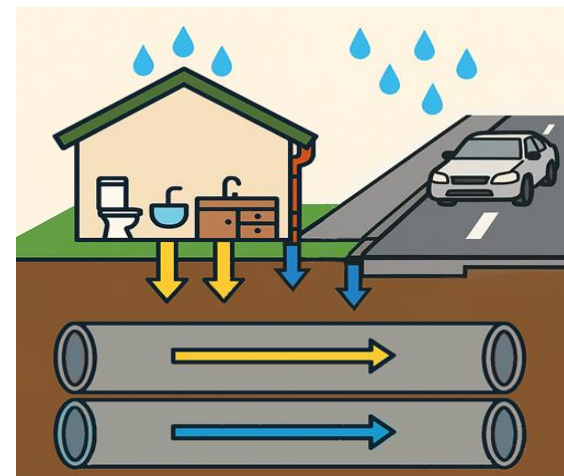
- ・ 分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営の収入を持って充てることのできないと認められるものに相当する額

【合流式】



合流管建設費 100
(雨水負担分 70)
(汚水負担分 30)

【分流式】



雨水管建設費 95

汚水管建設費 60

汚水負担分と汚水管建設費の差額30が
分流式で整備することによる過大経費

2 財政見通し算定における指標等

■ 分流式下水道に要する経費の算定

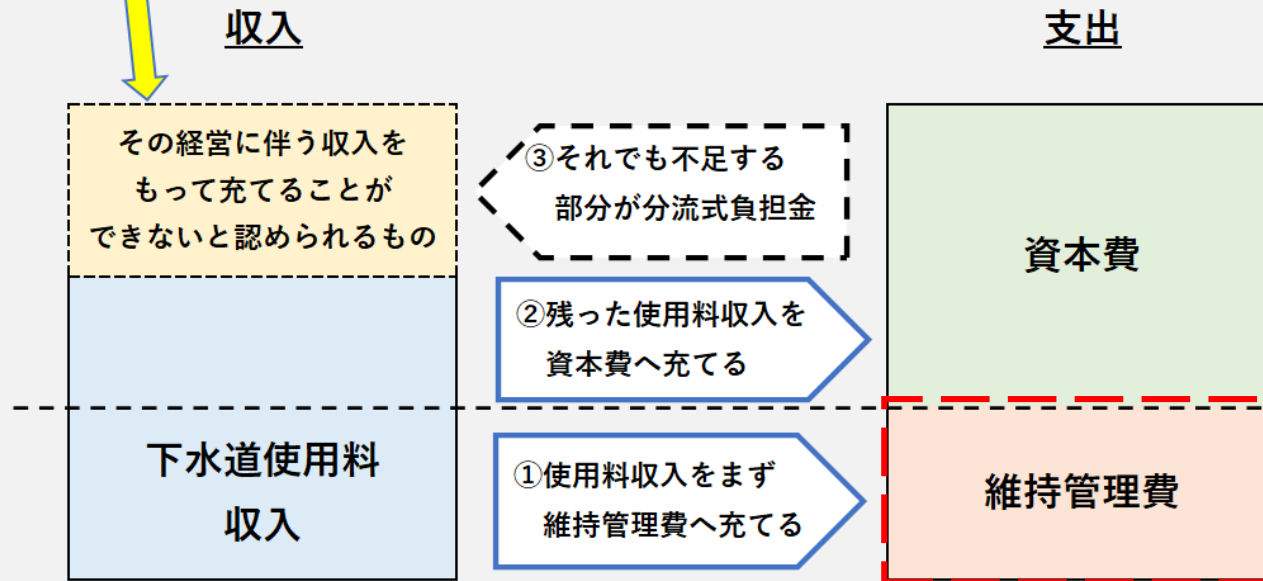
実際の算定式

$$\text{収益的支出} - \text{使用料収入等} = \text{分流式下水道に要する経費}$$

繰出基準

公共下水道等に要する **資本費のうち**、
その経営に伴う収入（**使用料単価150円/m³※以上**）をもって充てることができないと認められるもの
に相当する額

※使用料単価 = 下水道使用料 ÷ 年間有収水量

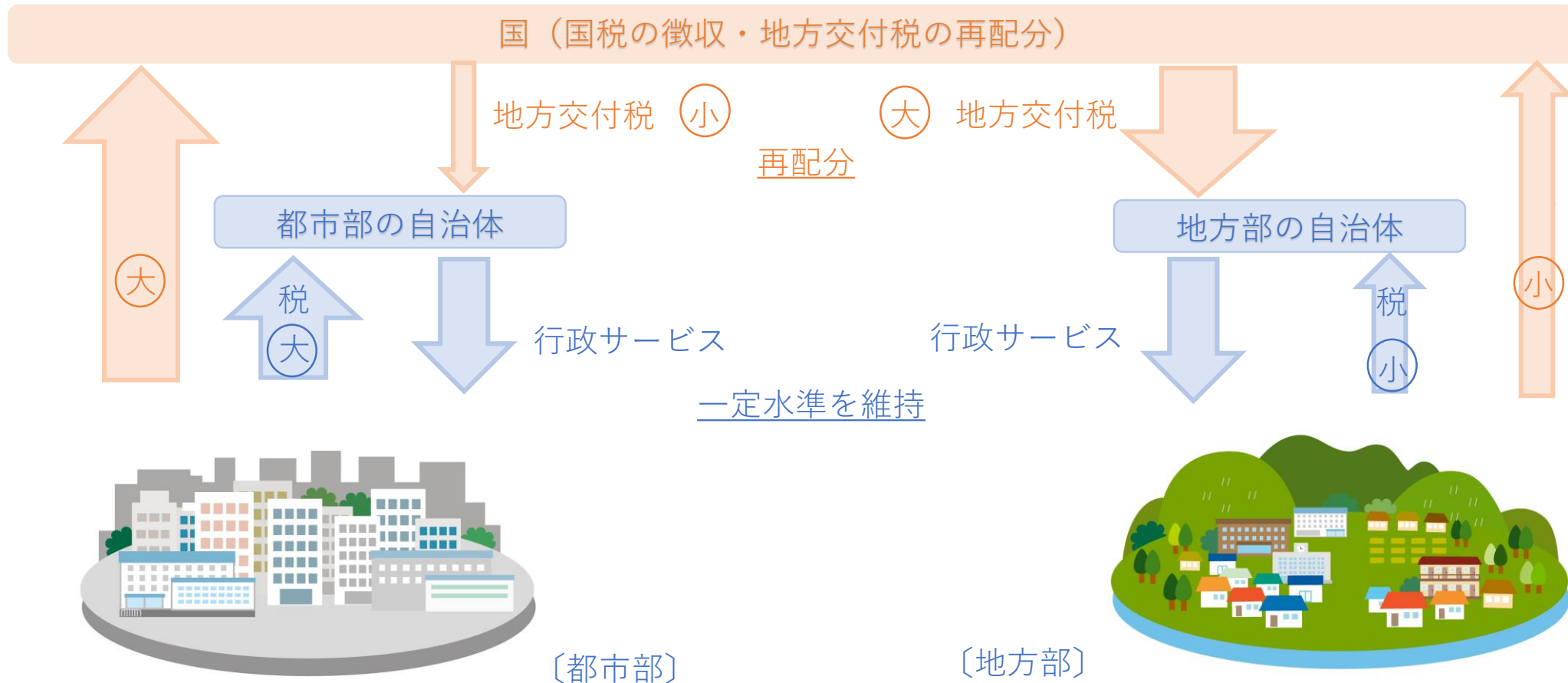


維持管理費の増加が、
分流式下水道に要する経費の増加
に直結する

2 財政見通し算定における指標等

■ 普通交付税の概要

- ・ 団体間の財源の不均衡を調整し，すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するため，本来地方の税収入とすべきところを国税として国が代わって徴収し，一定の合理的な基準によって再配分するもの



2 財政見通し算定における指標等

■ 普通交付税の算定

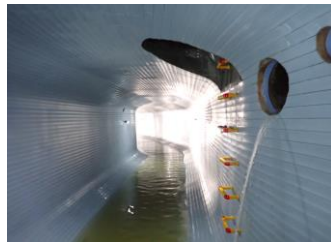
$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額（交付金額）}$$

基準財政需要額

地方団体における個々具体的な財政支出の実態を捨象して、その地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的でかつ妥当な水準における財政需要として算定されたもの。



〔消防費〕



〔下水道費〕



〔港湾費〕



〔教育費〕



〔厚生費〕



〔産業経済費〕 ほか

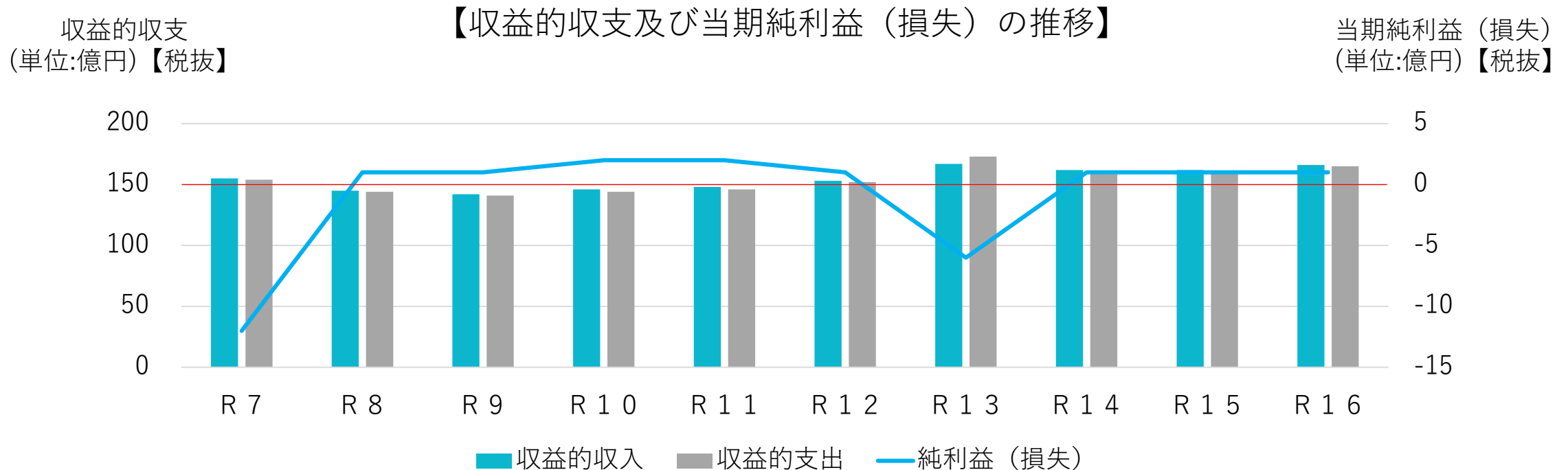
$$\text{基準財政需要額} = \text{上記費用の理論値を足しあげたもの}$$

- ・ 実際に一般会計から繰り入れている額が基準財政需要額になっているわけではない。
- ・ 令和6年度の繰入額44.1億円に対し基準財政需要額は31.6億円
- ・ 理論値である31.6億円の全額が、国から交付されるわけではない。

3 現行使用料での財政見通し

■収益的収支及び当期純利益

- ・維持管理費の上昇により収益的支出は増加し、支出の増に伴い一般会計負担金も増加していく見通し。
- ・令和7年度（予算値）と令和13年度は大規模な施設の解体があるため赤字の見込みだが、それ以外の年度は少額の純利益が見込まれている。

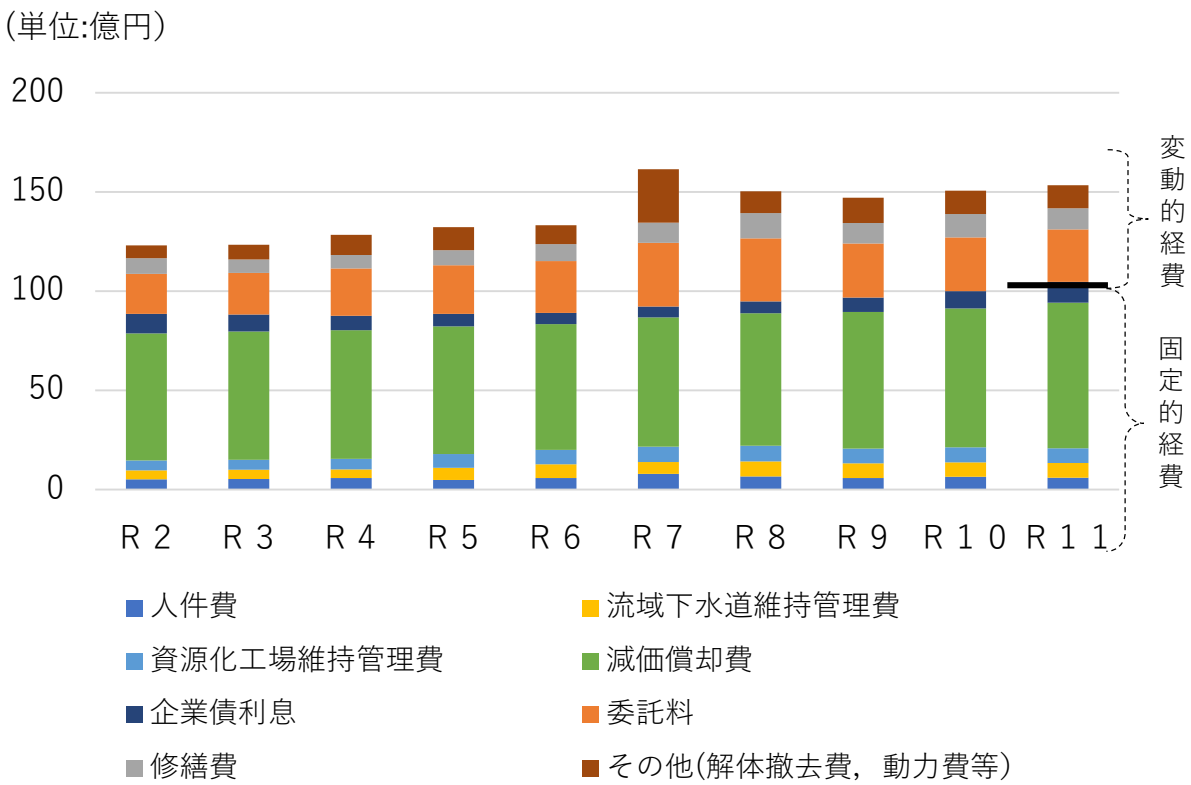


3 現行使用料での財政見通し

■収益的支出について

- ・収益的支出の費用別構成割合を確認すると、減価償却費などの削減が困難な固定的経費の割合が高くなっている。

【費用別構成割合の推移】



【今後見込まれる主な事業（委託料，修繕費）】

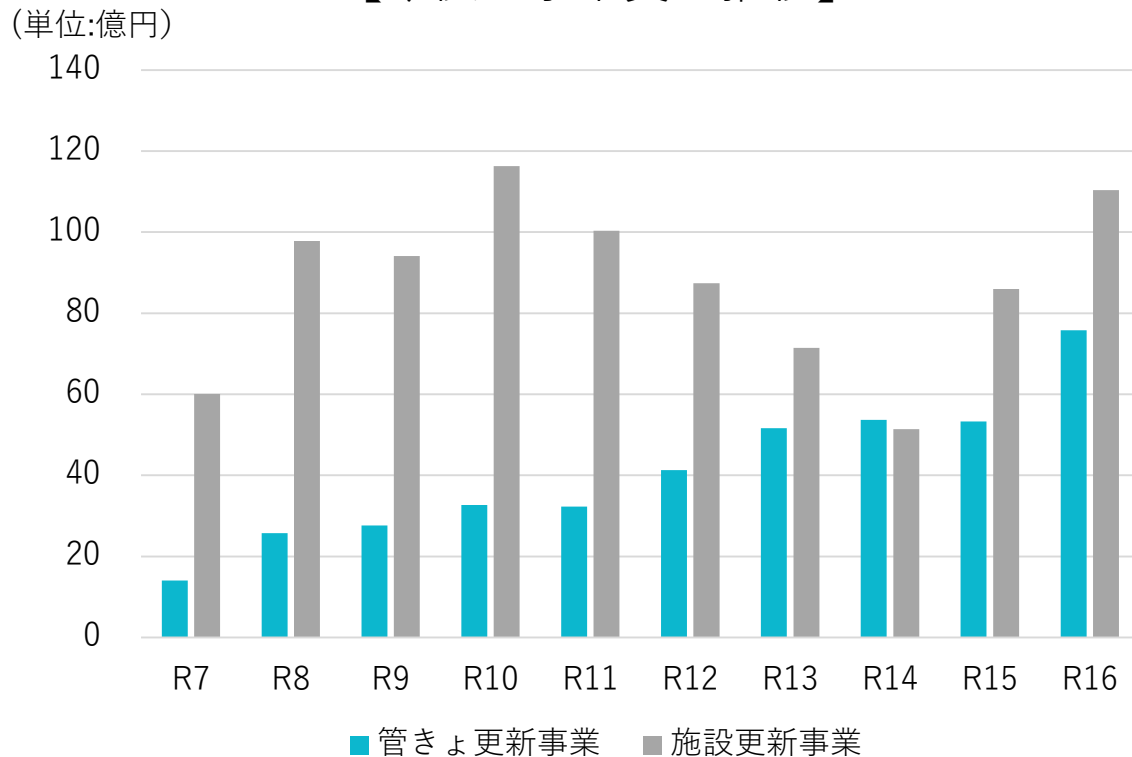
今後見込まれる主な事業	概算費用 (R 8～11)
水再生センター包括的維持管理業務委託	約 8.5 億円
管きょ・ポンプ場維持管理業務委託	約 2.5 億円
浸入水対策調査業務委託 (スクリーニング調査・TVカメラ調査)	約 1 億円
水再生センター設備修繕工事	約 2.9 億円
管きょ・ポンプ場修繕工事	約 1.9 億円
浸入水対策工事 (止水工事・蓋交換工事)	約 2 億円

3 現行使用料での財政見通し

■ 資本的支出について

- ・ 今後の建設改良にかかる事業費は、これから更新量のピークを迎える施設更新事業において多くの事業費が見込まれるほか、管きょ更新事業も事業量の増加が見込まれる。

【今後の事業費の推移】



【今後見込まれる主な事業】

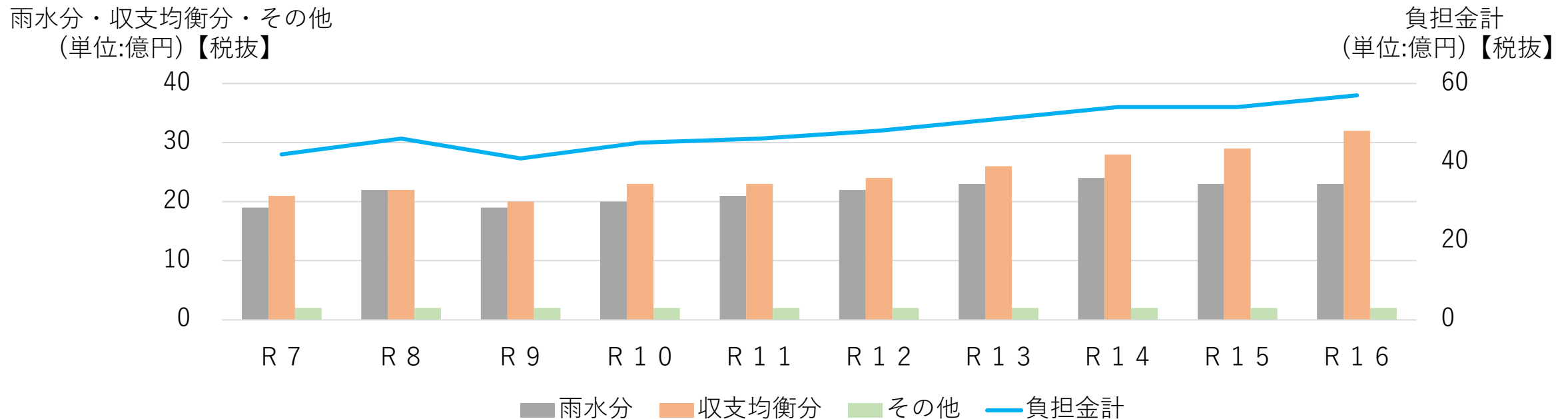
今後見込まれる主な事業	概算費用 (R 8～11)
川田水再生センター強靱化事業	約 1 3 2 億円
下河原水再生センター再構築事業	約 5 6 億円
処理場等施設改築・設備更新事業	約 1 2 4 億円
耐震化事業（ポンプ場・水再生センター）	約 1 1 億円
耐震化事業（管きょ）	約 6 2 億円
老朽管きょ更新事業	約 4 1 億円

3 現行使用料での財政見通し

■一般会計負担金

- ・雨水分と収支均衡分（以下、「分流式負担金」という）とも増加し続ける見込みで、10年後には10億円を超える増額（36%）となることから、適正な下水処理を維持するためには、一般会計の負担と使用料収入とのバランスに偏りが無いものとしていく必要がある。

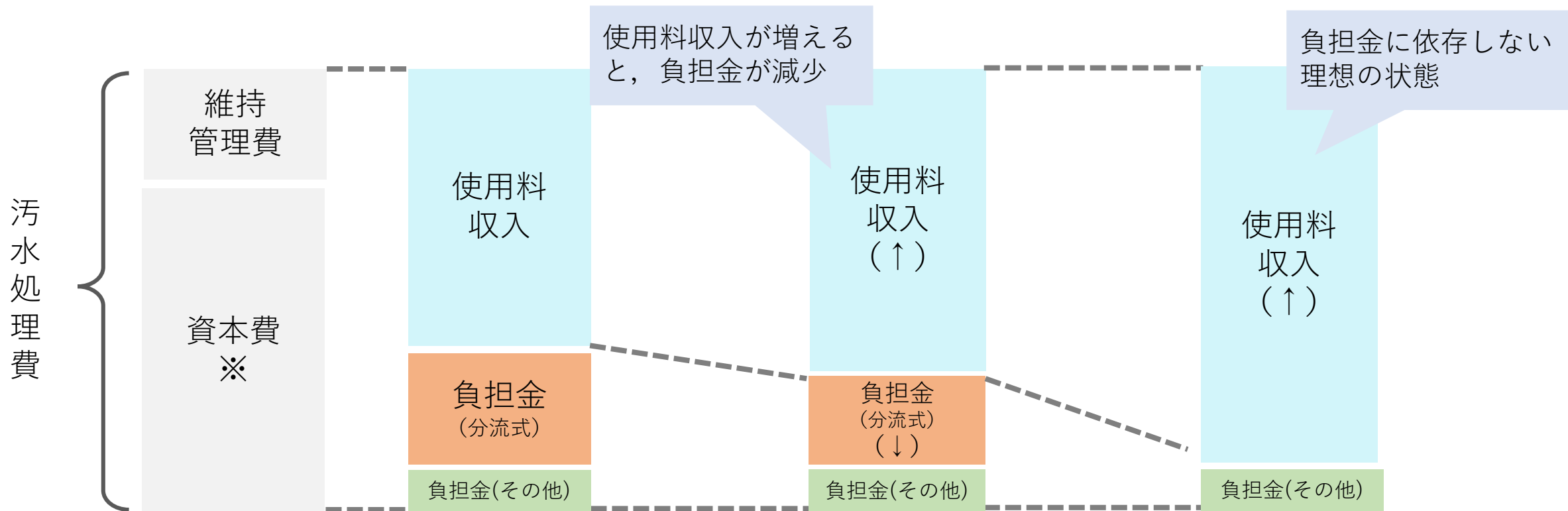
【一般会計負担金の推移】



3 現行使用料での財政見通し

■一般会計負担金と使用料の関係（参考）

- ・ 汚水処理費のうち使用料収入で賄えていない分に対して負担金を繰り入れているため、汚水私費原則からは使用料を改定し、分流式負担金を減らしていくことが望ましい。



※資本費＝減価償却費＋資産減耗費＋支払利息

3 現行使用料での財政見通し

■現行使用料でのシミュレーション結果

- ・当期純利益は、分流式負担金をもらうことで毎年1億円程度発生する見通し。
一方、一般会計負担金に占める分流式負担金の割合が増加する見込みとなるため改善が必要

【現行使用料でのシミュレーション結果】

指標	現行使用料でのシミュレーション
当期純利益	・ 毎年1億円程度発生
一般会計負担金	・ 年々増加し年60億円となる



【使用料改定（値上げ）の必要性】

対応	現行使用料でのシミュレーション
使用料改定により 一般会計負担金を減少	○ 安定した経営が可能 × 利用者の経済的負担増
一般会計負担金を増やす	○ 使用料改定を先送りできる × 一般会計の財政状況次第で 適正な下水処理が困難になる

【第3回審議会審議事項】

- ・ 一般会計負担金に過度に依存しない経営（一般会計負担金のあり方検討）

4 使用料改定時期について

■改定時期の方向性

- ・ 使用料改定を行うにあたっては、利用者への周知期間を勘案する必要がある。
- ・ 本市では、使用料改定の議決後 6 か月の周知期間を確保し、令和 8 年 1 0 月の利用分から使用料改定を行うこととしていきたい。

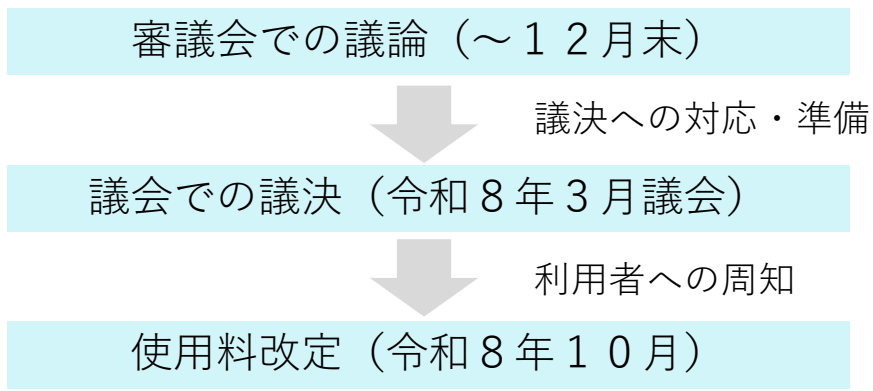
【料金改定が議決されてから適用されるまでの市民等への周知期間】
(他事業体の状況)

n = 2 2 8

	最大値	最小値	平均値
市民等への周知 期間 (日)	8 2 0	1	1 5 5 . 6

(出典) 日本水道協会：水道料金制度に関する調査 (アンケート) 結果 (速報版)

【使用料改定のスケジュール (予定)】

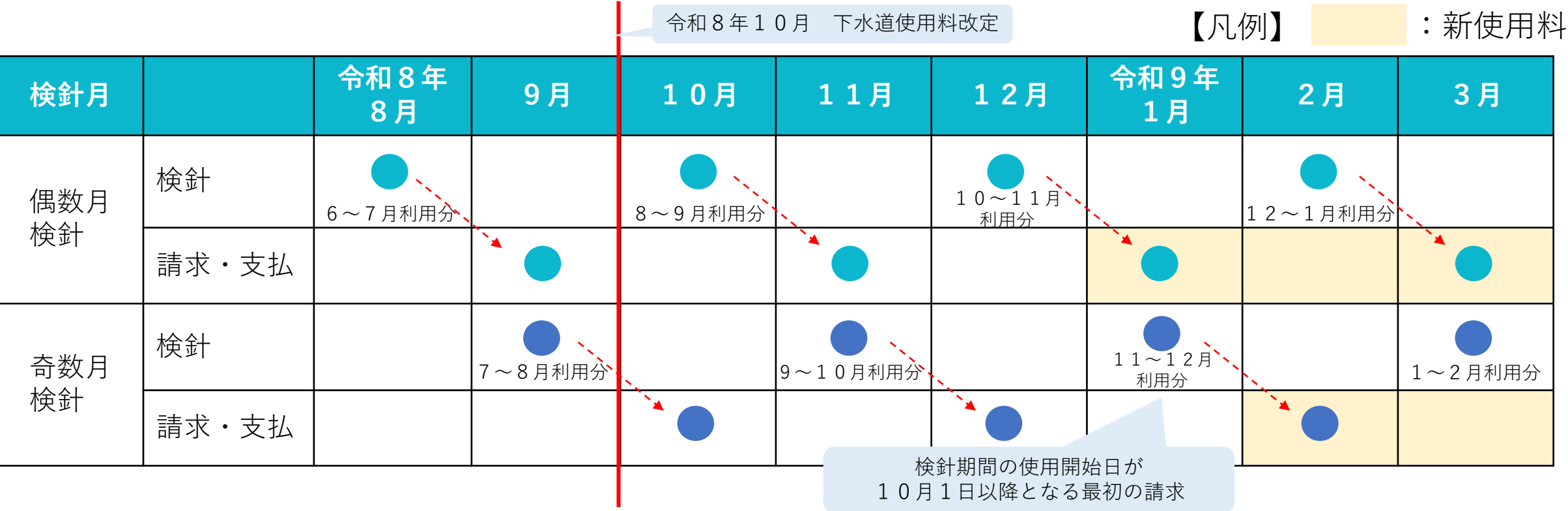


- ・ 期間が短いと十分な議論や利用者周知ができない
- ・ 期間が長いと資金に余裕がないなかでの事業運営となる

4 使用料改定時期について

■新使用料の利用者への影響

- ・本市では、2 か月に 1 度の検針及び請求が基本となっており、偶数月検針の地区、奇数月検針の地区がある。
- ・利用者が新使用料を負担するのは、偶数月検針の場合は令和 9 年 1 月請求分から、奇数月検針の場合は、令和 9 年 2 月請求分からとなる。



5 使用料改定の水準について

■改定の方方向性

- ・ 持続可能な経営を実現するため、着目する 2 指標にかかる方向性を以下のとおり設定する。

【着目する指標の方向性】

指標	現行使用料でのシミュレーション	方向性
当期純利益	・ 毎年 1 億円程度発生	・ 段階的に純利益を確保
一般会計負担金	・ 年々増加し約 6 0 億円を上回る (分流式負担金は年 2 0 億円程度)	・ 分流式負担金を皆減

5 使用料改定の水準について

■改定の方方向性（試算）

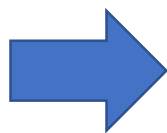
- ・令和11年度末までに分流式負担金を皆減させるためには30%以上の値上げが必要

【改定率別の令和11年度末の方方向性（詳細）】

□ : 方向性の水準達成
□ : 方向性の水準未達

指標	方向性	27%	28%	29%	30%	31%	32%
当期純利益	・段階的に純利益を確保	× 0円	× 0円	× 0円	○ +2億	○ +5億	○ +8億
一般会計負担金	・分流式負担金を皆減	× 6億※	× 3億	× 1億	○ 0円	○ 0円	○ 0円

※使用料改定後の分流式負担金の繰入額



水道料金との同時改定を前提とすると、激変を避ける必要があることから、今回の改定水準は市民負担を考慮したものとする。

5 使用料改定の水準について

■着目する 2 指標の目標と試算

- ・改定後も一般会計負担金が基準財政需要額（約 3 2 億円）を下回らないよう使用料を設定
- ・消費者物価指数の過去 5 年の上昇率を目安に改定率を検討
- ・現行使用料でのシミュレーションの中間となる令和 1 1 年度末において、一般会計負担金の目標が達成できる使用料改定の水準を試算する。

【着目する指標の達成目標】

指標	現行使用料でのシミュレーション	目標
当期純利益	・ 毎年 1 億円程度発生	・ 段階的に純利益を確保
一般会計負担金	・ 年々増加し約 6 0 億円を上回る	・ 分流式負担金を減少（物価上昇分程度）

5 使用料改定の水準について

■改定水準の検討

- ・消費者物価指数は，2020年を基準とすると，生鮮食品を除いて11.4ポイント上昇
- ・将来の目標達成に向け，令和8年10月に10%程度を基準に改定を行うこととする。
- ・10%改定の場合，一般会計負担金が7億円減少しつつも，38億円（32億円以上）は確保できる。

【改定率別の令和11年度末の目標達成状況（詳細）】

■：目標水準達成
■：目標未達

指標	目標	7%	8%	9%	10%	11%	12%
当期純利益	・段階的に純利益を確保	× 0円	× 0円	× 0円	× 0円	× 0円	× 0円
一般会計負担金	・分流式負担金を減少 （物価上昇分程度）	× 40.2億 (17.2億)	× 39.4億 (16.5億)	× 38.7億 (15.8億)	○ 38.0億 (15.0億)	○ 37.3億 (14.3億)	○ 36.6億 (13.6億)

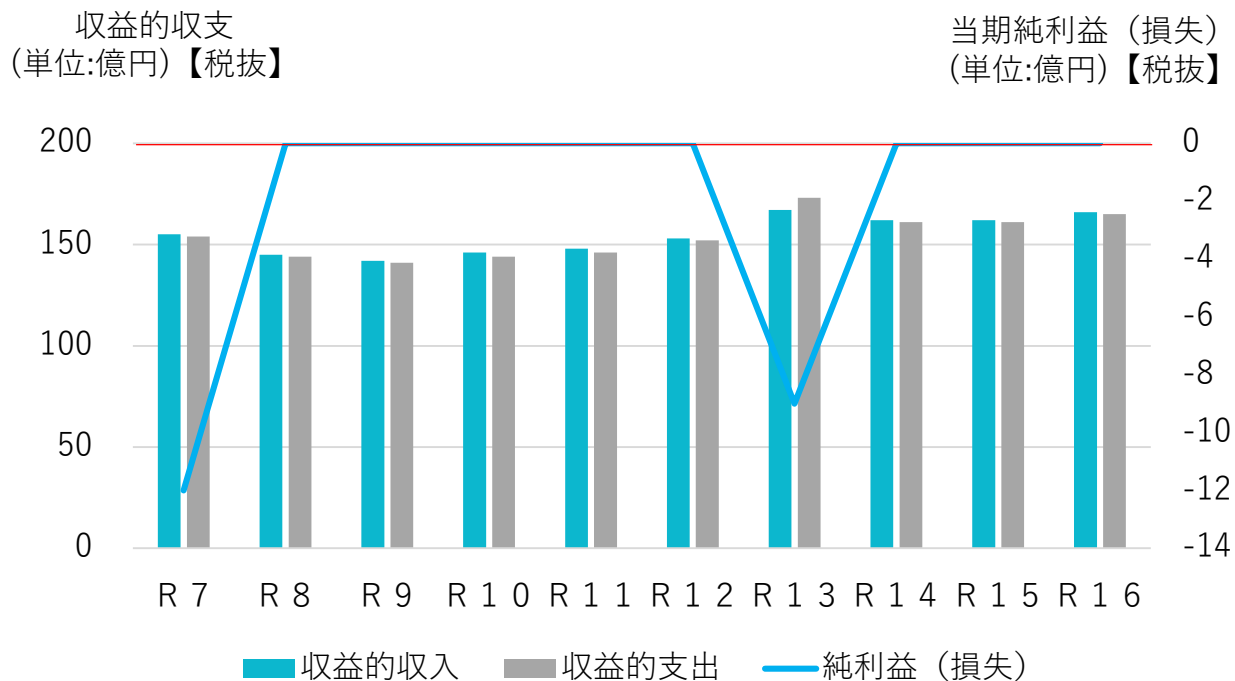
※使用料改定後の一般会計負担金の繰入額
カッコ内は分流式負担金の繰入額

6 使用料改定の影響

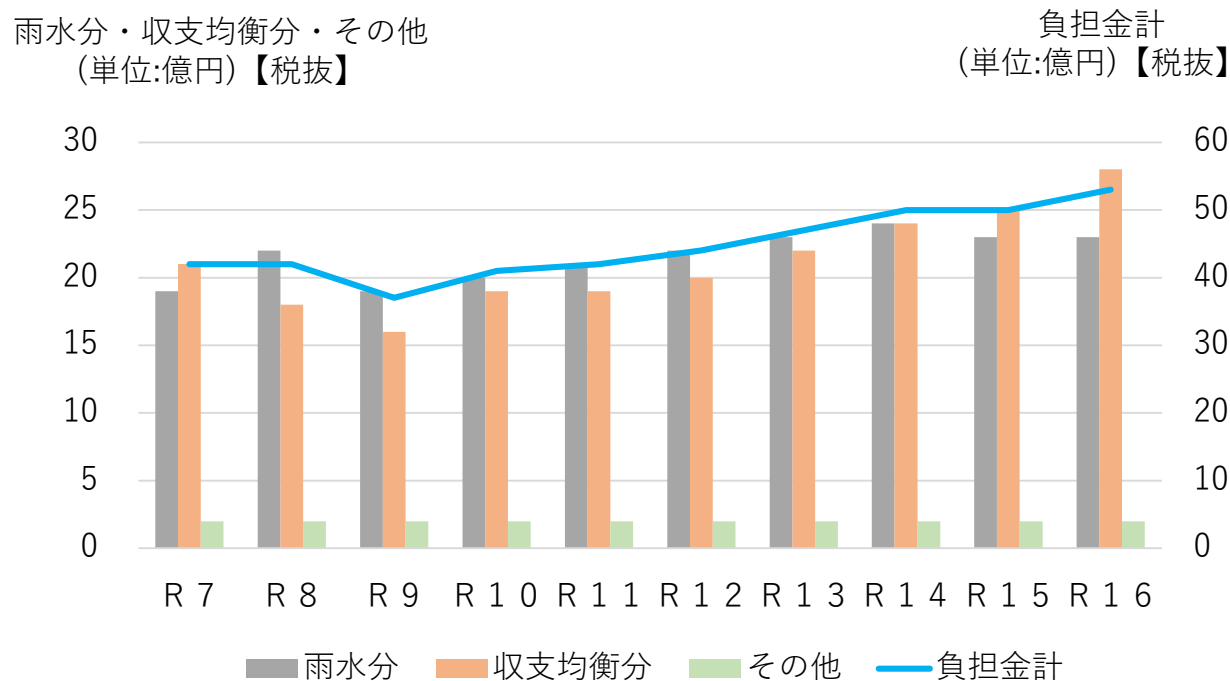
■使用料改定後の財政見通し（当期純利益，一般会計負担金）

- ・使用料改定により使用料収入が増加するが，一般会計負担金と同額減少するため，収益的収支や資本的収支は変動しない。
- ・また，純利益は基本的に発生せず，大規模な解体撤去費が見込まれる年度は赤字となる。

【収益的収支及び当期純利益（損失）の推移】



【一般会計負担金の推移】



7 地域下水処理事業について

■地域下水処理事業（コミュニティプラント）とは

- ・地域下水処理事業とは、民間が開発した団地内の住宅等で発生する生活排水を、団地内に設置された地域下水処理施設で処理する事業で、本市は9団地を管理している。
- ・公共下水道とは異なり、団地内で生活排水を処理しているが、一般の住宅等の生活排水を処理していることから、事業の目的は共通している。

【地域下水処理施設の一覧】

処理施設名	計画処理戸数	供用開始時期	市移管時期
瑞穂野団地	1, 7 1 5 戸	昭和 5 0 年	昭和 5 4 年
上欠団地	3 6 2 戸	昭和 5 4 年	平成 4 年
豊郷台	1, 8 5 7 戸	平成元年	平成 9 年
篠井ニュータウン	3 1 0 戸	平成 1 0 年	平成 1 0 年
鎧山イーストヒルズ	2 4 5 戸	平成 1 2 年	平成 1 6 年
宝木新里ニュータウン	3 3 0 戸	平成 1 2 年	平成 1 8 年
ウッドニュータウンみやのもり	2 4 9 戸	平成 1 2 年	平成 1 8 年
みずほの緑の郷	5 9 7 戸	平成 2 0 年	平成 2 2 年
フラワーニュータウン三向宝木	1 0 6 戸	平成 1 3 年	平成 2 6 年

7 地域下水処理事業について

■現在の使用料体系

- ・地域下水処理事業の使用料体系は、公共下水道事業の使用料体系と基本料金や段階区分が共通であるほか、従量料金単価も近いものとなっている。

【地域下水処理の使用料】

種別 基本料金		段階区分 従量料金（1 m ³ あたり 税込み）					
		11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501～1,000m ³	1,001m ³ ～
一般用	10m ³ まで1,210円	143円	154円	165円	176円	187円	198円

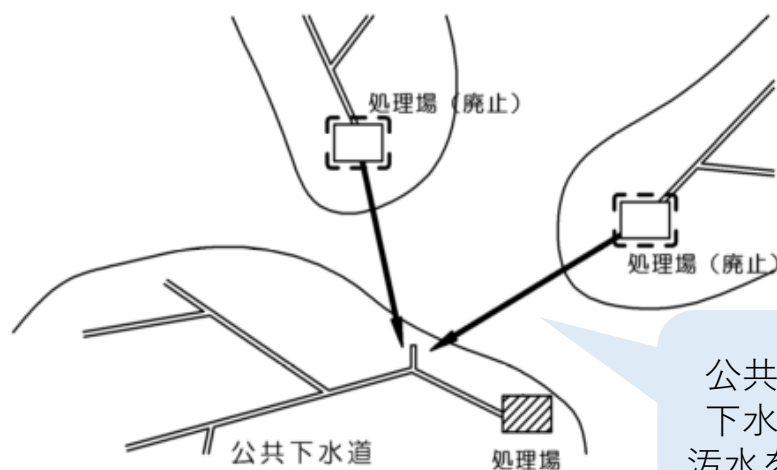
【公共下水道の使用料】

種別 基本料金		段階区分 従量料金（1 m ³ あたり 税込み）					
		11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501～1,000m ³	1,001m ³ ～
一般用	10m ³ まで1,210円	148.5円	176円	198円	220円	242円	264円

■改定の方角性

- ・ 今後の人口減少を考慮すると、施設を更新して地域ごとの汚水処理を継続するよりも、公共下水道に繋ぎ替え、川田水再生センターなどで一括して処理するほうが効率的である。
- ・ 公共下水道に繋ぎ替えると公共下水道の使用料となることから、将来を見据えて、今回のタイミングで使用料体系を統一する。
- ・ 使用料体系を統一することから、水道や公共下水道のように、財政見通しを基にした改定水準の検討は行わない。

【統廃合のイメージ図】



公共下水道に繋ぎ替えるための下水道管を新設し、各地域内の汚水を公共下水道の処理場に送る



公共下水道に繋ぎ替えることで

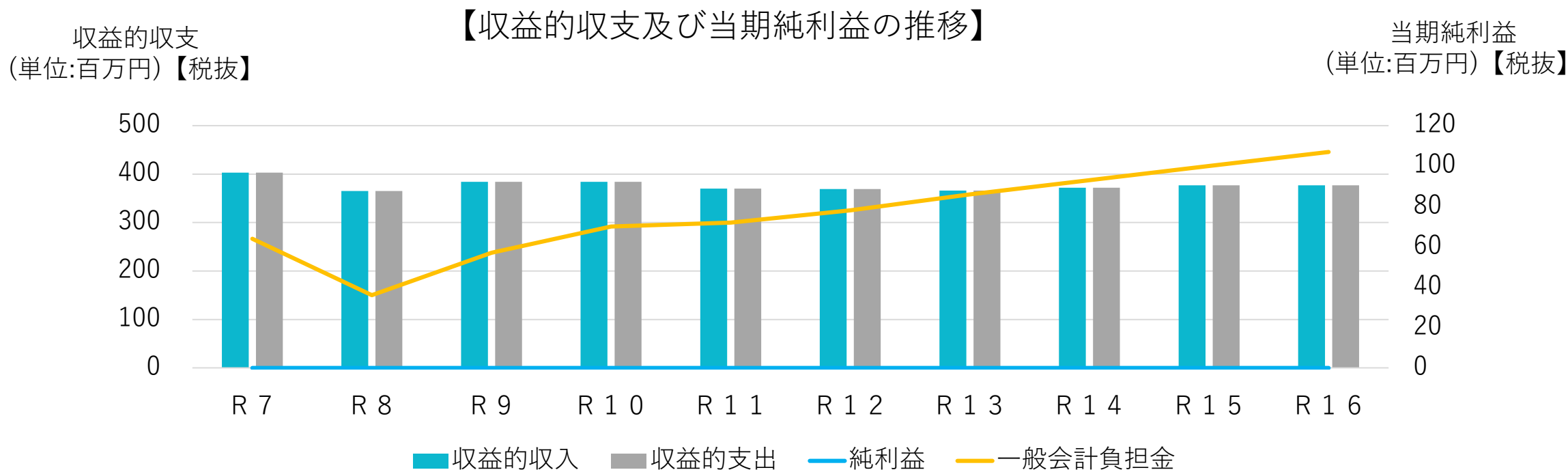
- ・ 施設の更新費用の削減
- ・ 毎年の維持管理費の削減
- ・ 電気使用量の削減

などの効果が期待できる。

7 地域下水処理事業について

■収益的収支及び当期純利益（現行使用料での試算）

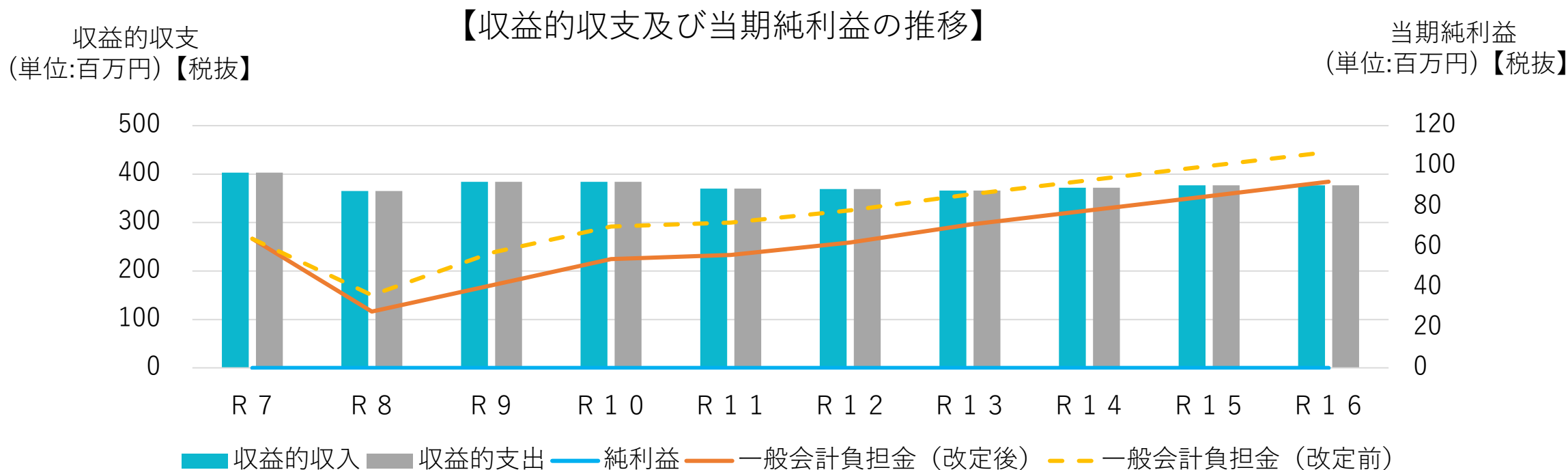
- ・施設の更新に伴う減価償却費の上昇により収益的支出は増加し、支出の増に伴い一般会計負担金も増加していく見通し。
- ・収支均衡分の負担金を繰り入れているため、赤字にならない代わりに純利益も生じない。



7 地域下水処理事業について

■収益的収支及び当期純利益（改定後の試算）

- ・ 使用料の増加分，一般会計負担金が減少する見通し。
- ・ 収益的収入と収益的支出の数値は変動しない。
- ・ 収支均衡分の負担金が皆減するほどの改定にはならないため，純利益は生じない。



現行使用料での財政見通し

- ・現行使用料では、令和7年度と令和13年度は赤字、それ以外の年度は少額だが純利益が発生する見通し
また、一般会計負担金が年々増加していく見通し
⇒ 一般会計に過度に依存せず、安定的な経営を継続するためには、料金改定が必要
利用者への周知期間を勘案し令和8年10月の使用料改定とする

使用料改定が必要な水準

- ・一般会計負担金の方角性としては、30%の改定が必要
⇒ ただし、水道料金と同時改定を考慮し、今回は過去の物価上昇分を使用料に転嫁し、10%程度を基準に改定する
今後は継続的に使用料の適正化に係る議論を行っていく必要がある
地域下水処理事業については、将来的に公共下水道に繋ぎ変えることを見据え、公共下水道の使用料体系に統一する